

岐阜県公報

目 次

公 示

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第十三条第一項の規定に基づく公告

(廃棄物対策課)

ページ
一

号 外 (一) 令 和 五 年 十 月 三 十 一 日

公 示

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第十三条第一項の規定に基づく公告

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）第十二条第一項に規定する高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分その他必要な措置を命ずべき保管事業者を確知することができないので、同法第十三条第一項後段の規定により、次のとおり公告する。

令和五年十月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 講ずべき措置の内容

加茂郡八百津町和知五百七十四番地一において残置された次の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者は、当該高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託すること。

高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の形式等	
高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類	定格容量
コンメンサー	製造者
一〇〇kV	型式
A	製造年
日本コンデンサ工業株式会社	台数
TPB	総重量
一九六七年	一台
一〇〇〇	八五kg
R	

コンデンサー	七五kVA	松下電器産 業株式会社	ZB 六六七	一九六九年	二台	一二四kg
コンデンサー	五〇kVA	日本コンデ ンサー工業株 式会社	TPB 〇五六	一九六八年	一台	四〇・五kg
コンデンサー	五〇kVA	東京芝浦電 気株式会社	SRT R A	一九六九年	一台	四〇kg
コンデンサー	三〇kVA	松下電器産 業株式会社	六FR	一九五九年	二台	九八kg
コンデンサー	三〇kVA	松下電器産 業株式会社	不明	一九六〇年	二台	八六kg

(高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物には、表中の廃棄物を保管する容器を含む。)

二 措置の期限

令和五年十一月十日

三 知事による措置

保管事業者が一の措置を二の期限までに講じないときは、知事が当該措置を講じ、保管事業者から当該措置に要した費用を徴収することができる。

四 問い合わせ先

岐阜市数田南二丁目一番一号
岐阜県環境生活部廃棄物対策課
電話 〇五八 二七二 八二二七

令和五年十月三十一日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三 岐阜文芸社